

平成28年2月15日

第72回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市勤労者福祉共済システムの再構築及び  
情報項目の追加について

(市民参画推進局)

神戸市勤第 799 号  
平成 28 年 2 月 10 日

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市勤労者福祉共済システムの再構築及び情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算処理の制限」に関して)

担当：市民参画推進局市民生活部勤労市民課

神戸市勤労者福祉共済システムの再構築及び情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算処理の制限」に関して)

【既存項目】

- ・勤務先
- ・会員番号
- ・氏名
- ・性別
- ・雇用形態
- ・勤務場所
- ・生年月日
- ・結婚年月日
- ・入社年月日
- ・加入年月日
- ・慶弔給付に関する記録（慶弔の種類・続柄、給付年月）

【追加項目】（サービスを受けたデータを記録）

○共通

- ・利用サービス名
- ・連絡先（住所、電話番号、メールアドレス、ID、パスワード）

○利用サービス別

- ・慶弔給付（申請日、傷病の場合の欠勤期間、給付金額）
- ・旅行割引・保養所利用（申請日、旅行社名・旅行名、利用施設、期間、同伴者数、旅行費用、給付年月日・給付金額）
- ・人間ドック（申請日、受診機関、受診コース、受診日、給付年月日、給付金額）
- ・チケット購入（購入チケット、購入日、購入枚数、購入金額、代金支払情報）
- ・イベント参加（参加イベント、参加日、参加メンバー・年齢、参加料金、参加費支払情報）
- ・講座助成（申請日、講座名、期間、受講料、給付年月日・給付金額）

## 神戸市勤労者福祉共済システムの再構築及び情報項目の追加について

### 1. 趣旨・概要

神戸市勤労者福祉共済制度（ハッピーパック）は、個々の企業で独自に実施することが難しい福利厚生を、神戸市が市内中小企業の事業主と力を合わせて運営することにより、従業員の方々により豊かな生活を送ってもらおうとする制度であり、その運営は、神戸市のホストコンピュータで稼働している共済システムで行われている。

現在稼働中の共済システムは、昭和46年より長年に渡り、ホストコンピュータを使用し、運用を行ってきたが、ホストコンピュータが、平成28年度末で使用できなくなるため、システムを再構築するとともに、サービスの向上のため、ネットによる利用申込や管理者による利用履歴の確認などができるようにする。

### 2. 新システムの概要

- (1) 神戸市勤労者福祉共済事業の加入企業約2,700社と会員（従業員）約45,000人に関する情報を新システムで一元管理する。
- (2) 新システムで利用するサーバは入退室の厳重な管理、耐震、火災対策、自家発電機等を備えたデータセンター（システムの開発企業の施設）に設置し、専用回線（VPN）で神戸いきいき勤労財団内に設置された職員向け専用端末（15台）と接続する。なお、専用端末は、インターネットなどと切り離れたクローズドの環境にする。
- (3) 新システムでは、これまでの加入企業や会員情報に加えて、会員の慶弔給付や参加イベント、購入チケットの履歴などを保存する。
- (4) HPサーバはインターネットに接続して、加入企業の福利厚生の担当者が事務手続きを行えるようにするとともに、会員は、チケット購入やイベント参加の申込を行うことが出来るようにする。なお、HPで事務手続きや申込を行うには、専用ページにアクセスしてログインしてもらう。ログインはIDとパスワードで承認する。

なお、HPも今回のシステムの再構築に伴い、CMSを導入して、リニューアルする。

- (5) HPサーバと管理・運営サーバとの間の通信はファイアーウォールでセキュリティの確保を図っている。

### 3. 新システムの導入効果

- (1) 会員の利用サービスの履歴などを正確に把握できることで、サービスの改善・新規サービスの企画などにつなげるとともに、事業の効率的な実施をはかり、経費の節減につなげることができる。
- (2) HPからチケット申込や事務手続きが出来るなどサービスの向上を図れる。
- (3) HPはCMSを導入し、日常的な更新作業は、職員で行い経費の節減を図っている。

#### 4. スケジュール

平成 28 年 2 月	個人情報保護審議会 システム構築（運用テスト、データ移行、操作研修）
平成 28 年 4 月	運用開始

#### 5. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算処理に係る保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり、厳格に対処する。また、端末の管理・運営及びデータセンター内のサーバ管理及びシステムの保守運用については、契約に基づき委託業者にも上記条例等の趣旨を徹底させる。

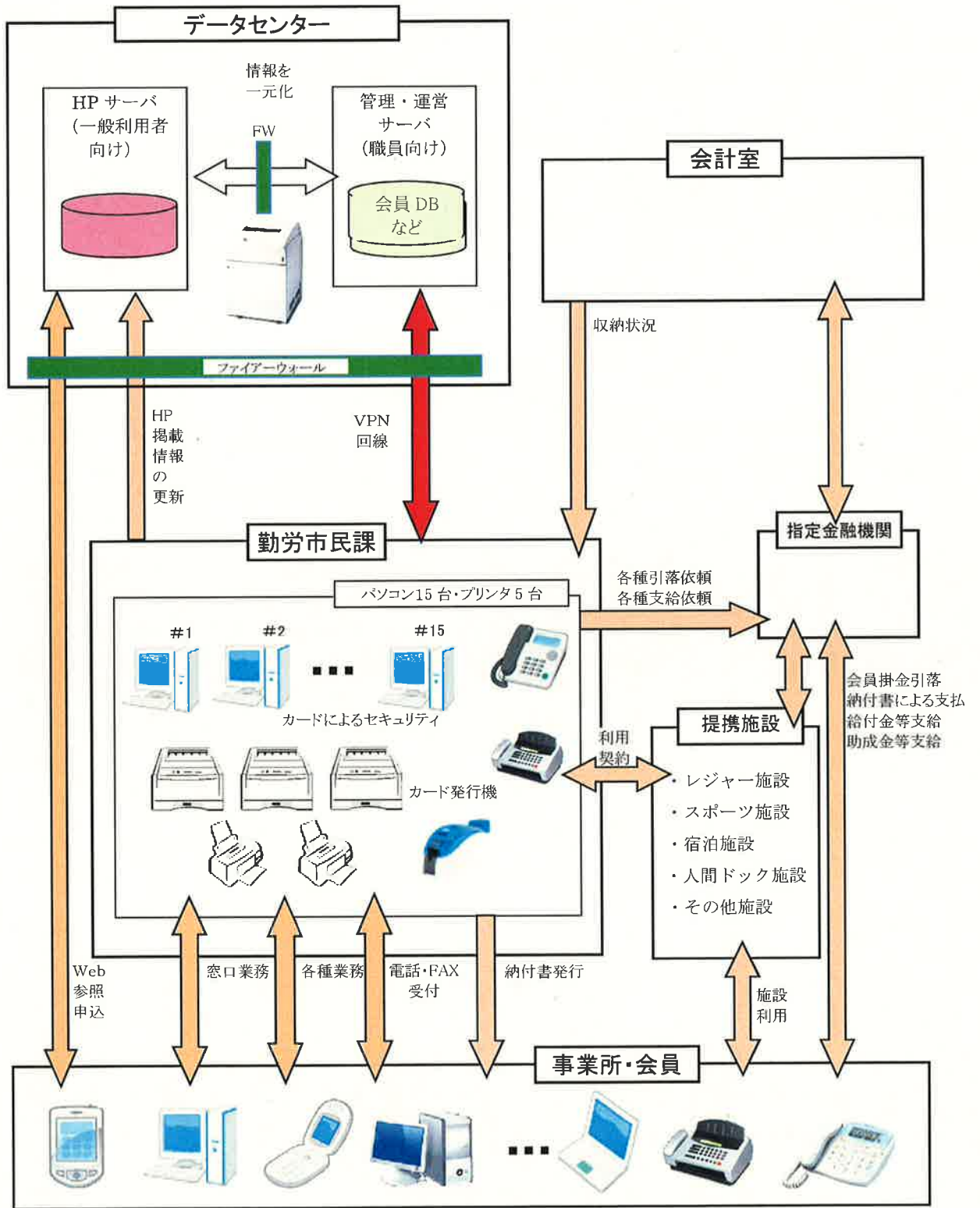
##### (1) システム上の保護

- ① 管理運営用の端末機の操作にあたっては、IC カードによる承認、パスワードの設定、段階的な権限の付与を行い、管理運営用の端末機の操作をする職員を限定する。
- ② 個人情報を含んだデータは端末機には保存せず、入退室について厳重に制限管理されたデータセンター内に設置されたサーバで一元管理する。
- ③ 会員がアクセスするホームページなど公開用サーバとシステムの管理運営用のサーバに分ける。サーバ間の通信はファイアーウォールで、必要最小限に制限する。
- ④ 端末機とサーバ間は VPN 回線を使用したクローズドなネット環境にし、外部から不正アクセスを防止する。
- ⑤ 端末機、サーバともにウイルス対策ソフトを導入する。

##### (2) 運用上の保護

- ① 端末機のパスワードは定期的に変更するとともに、サーバを含む機器の操作状況を記録・保存する。
- ② ウィルス対策ソフト等は定期的に定義ファイルを更新する。
- ③ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体は、内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ④ 個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係職員に必要な研修及び指導を行う。

6. 新共済システムの概要図



↔ 矢印は、新システム構築に際して、新たに引いた専用回線